

子育て応援専用区画について



＜ご利用いただける方＞

利用にあたっての事前申請は必要ありません。妊娠中の方や就学前6歳未満の幼児を乗車させている方（チャイルドシート装着車）であればどなたでもご利用いただけます。

（チャイルドシート装着車には、お子さんの体格によってジュニアシートを装着されている場合も含まれます。）

- 駐車後、このスペースを活用してチャイルドシートからお子さんを降ろしたり、ベビーカーへの乗せ替え、移動の準備ができます。
- 両サイドの車両が相互に利用できるスペースです。
（区画場所によっては、片側のみ利用していただく区画もあります。）